

目標を達成するためにめざす体制

第 1 次計画での実践を踏まえて、当初掲げた中長期的な施策方針を軌道修正し、相談支援体制の整備をめざします。

目標を達成するために①

エリア区分と総合相談支援体制について

令和 6 年度から「えしこに」の充実を図り、日常生活圏域（概ね中学校区）ごとに支援チームを編成し、全市的な総合相談支援体制をめざすこととしました。

今後は日常生活圏域をベースに編成された支援チームが中核となり、担当地区の相談を受け止めた上で支援チーム内での連携はもちろん、各地域包括支援センター、一般相談支援事業所、その他関係機関や民生児童委員等の地域福祉活動者との緊密なネットワークを構築し総合相談支援体制の推進を図ります。

目標を達成するために②

総合相談支援体制の中核となるチーム連携

日常生活圏域をベースに地区担当制を敷き、各専門職が多様な課題に関わっていきます。各専門職は以下の役割をもって担当地区に入り、それぞれがキャッチした情報や相談について支援チーム内及び各関係機関と緊密な連携を図り解決に導きます。

- ・ **地域福祉活動支援員（CW）**：地域の多様な主体との地域課題の共有と解決を図るため、地域のプラットフォームづくりを進めます。
- ・ **総合相談支援員（CSW）**：個別課題の相談支援を行うとともに、地域活動者や支援関係機関等と連携し、相談者の抱える課題について分野を問わず対応します。
- ・ **地区担当保健師**：地域保健の専門性を活かして地域の相談支援を行い、課題の重篤化を防ぐための早期発見に努めます。
- ・ **地域活動支援員**：地域課題の総合相談窓口として、多様な地域課題の解決に向けて、公民館や自治会活動の支援を行います。

目標を達成するために③

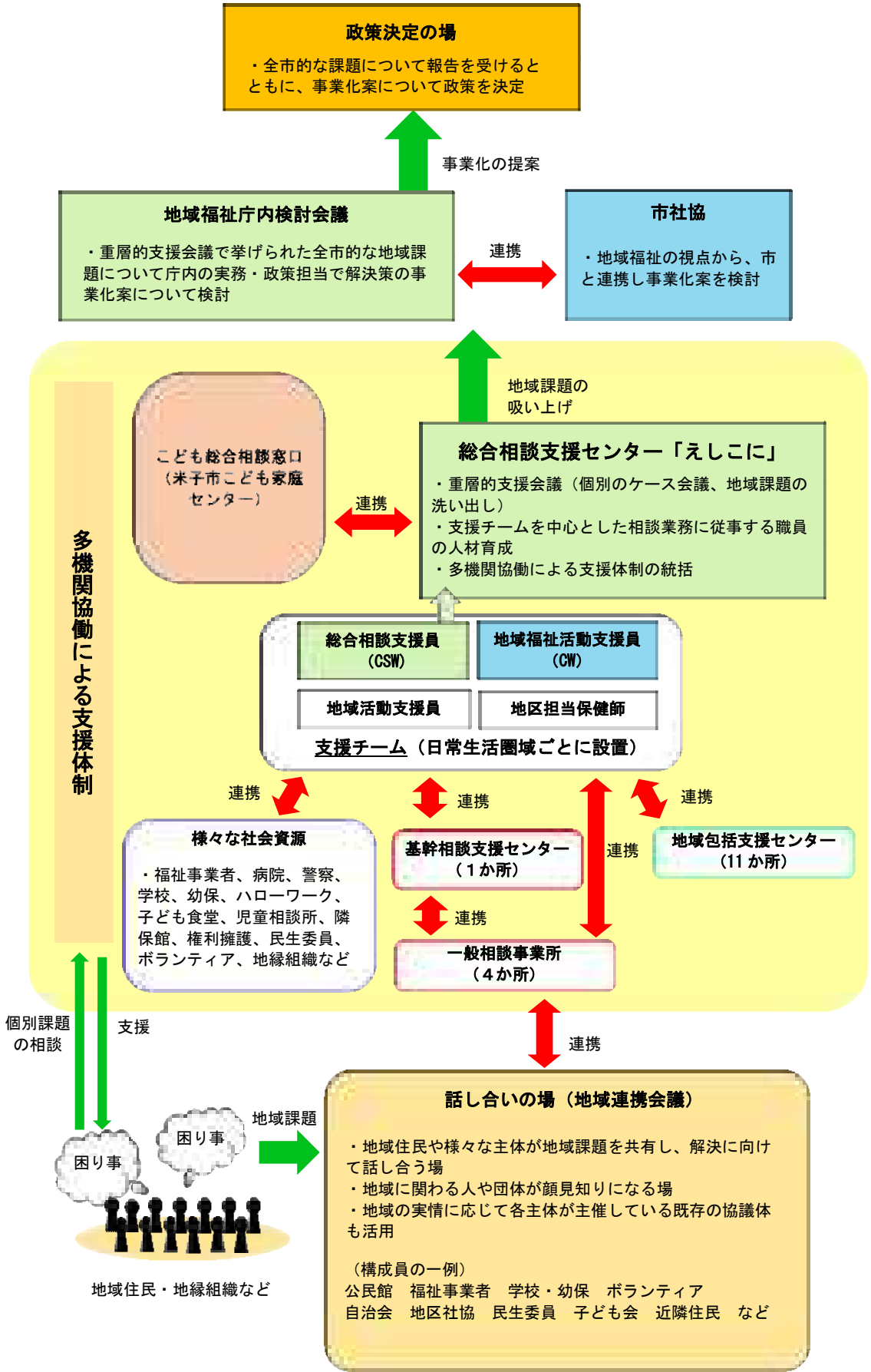
重層的な福祉圏域の設定と相談支援体制の整備

市内に「近隣・自治会の圏域」「公民館区域」「日常生活圏域」「市全域」の四つの段階的な福祉圏域を設定し、それぞれの圏域での役割と機能を発揮しながら、相互の圏域の連携を図ることによって、地域福祉活動や相談支援体制を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。

福祉圏域



【総合相談支援体制のゴールイメージ図】



計画の体系

基本理念

ともに生き、ともに輝き、ともにつくる福祉のまち

基本目標

基本計画

市・市社協の取組

市民一人ひとり・地域に期待すること

企業・事業者・団体に期待すること

1

必要ときに支援を届けられる
体制づくり

(1) 支援チームによる支援体制の整備 **【重点】**

(2) 分野横断的な支援・一体的な福祉サービスの提供

(3) 虐待やDVから守るための支援

(4) 権利擁護の推進

(5) 心身の健康づくり・健康寿命の延伸

(6) 居住・就労・移動手段の確保支援

- ・チーム支援による総合相談支援体制の充実
- ・地域福祉活動支援員（CW）による地域支援体制強化
- ・生活困窮者への支援
- ・子どもに対する切れ目ない支援
- ・通報先、相談先の周知徹底
- ・市民後見人の養成
- ・フレイル予防の推進
- ・認知症の正しい理解の促進、早期発見の推進
- ・障がい者の就労支援、雇用の促進など

- ・日頃から地域活動を通じて地域住民同士のつながりを強め、必要なときに相談し合える関係性を構築しましょう。
- ・「虐待かも」と感じたら、ちゅうちょせずに専門機関に通報、相談しましょう。
- ・人権学習等に参加し、基本的人権尊重の意識を高めましょう。
- ・自分の健康に関心を持ち、健康づくりに関する活動に参加しましょう。
- など

- ・相談者の抱える課題を幅広い視点で捉え、行政、市社協、他事業者等との連携により、解決を図りましょう。
- ・従業員の研修をととして人権意識の向上を図りましょう。
- ・企業や事業者は、障がいや精神疾患等の事情により、すぐに一般の就労をすることが難しい人の社会参加の促進のため、中間的就労に資する社会事業に協力しましょう。
- など

2

地域全体がつながり、支え合う
まちづくり

(1) 社会的孤立の防止 **【重点】**

(2) 地域を支える住民活動・団体活動の促進

(3) 官民協働・福祉以外の分野との協働

(4) 地域福祉・住民交流の拠点の整備

(5) 災害に備えた支え合い体制の構築

(6) 地域課題の発見・共有・協働の仕組みづくり

(7) 誰もが活躍できる環境の整備

- ・自死に対する知識の普及啓発、ゲートキーパーの養成
- ・身寄りがない人へのサポートの推進
- ・罪を犯した人の更生支援
- ・衛生的に暮らせる環境づくりの促進
- ・自治会を中心とした地域コミュニティの強化
- ・社会福祉法人連絡会の充実
- ・公民館運用の検討と利用促進
- ・地域の居場所づくりの推進
- ・福祉避難所の開設を含む防災訓練の充実
- ・見守り活動を実施する事業者への呼びかけ
- ・合理的配慮の普及促進
- など

- ・地域で孤立する人をつくらないう、誰でも参加できる交流の機会を持ちましょう。
- ・身近な人に、地域福祉活動や地域行事への参加を呼びかけましょう。
- ・避難訓練に参加したり、非常用持ち出しバッグ、非常食、飲料水等を準備したりするなど、日頃から災害に備えておきましょう。
- ・隣近所の、一人暮らしの高齢者などの心配な人の様子や地域の生活上の課題などに目を向けましょう。
- ・様々な心や体の特性を持っている人のことについて、理解を深めましょう。
- など

- ・従業員のメンタルヘルス対策に取り組みましょう。
- ・地域住民と連携し、地域の課題を解決に向けて一緒に考える機会を持ちましょう。
- ・可能な範囲で、所有する施設等を住民の地域福祉活動を行うためのスペースや住民同士の交流スペースとして開放しましょう。
- ・災害発生時に、所有する施設等が福祉避難所や地域住民の避難所として活用できるよう、協力しましょう。
- ・障がい者の法定雇用率を遵守しましょう。
- など

3

未来へつながる
人づくり

(1) 福祉意識の啓発・福祉教育の推進 **【重点】**

(2) 地域の人材発掘・育成

(3) 福祉従事者の確保・育成

(4) ボランティア体制の充実

- ・福祉や人権に関する研修会の実施
- ・地域福祉活動の普及啓発
- ・各種学校と連携した福祉教育
- ・人材発掘、地域福祉活動への参加促進
- ・市職員、市社協職員の地域福祉活動の推奨
- ・実習生等の受け入れによる人材育成の促進
- ・福祉専門職の充実
- ・ボランティアセンターの体制強化 など

- ・公民館で行われる各種講座に参加するなど、学習の機会を持ちましょう。
- ・趣味や特技を活かして、地域活動への参加を心がけましょう。
- ・周りに地域活動へ参加してもらえる人がいれば、積極的に声をかけ、活動者の輪を広げましょう。
- など

- ・従業員が地域福祉活動やボランティア活動に参加しやすいよう、職場の環境を整えましょう。
- ・学生の研修やインターンシップの受け入れに積極的に協力しましょう。
- ・地域のイベントや行事にボランティアとして参加できないか、検討してみましょう。
- など